

[事案 28-202] 契約無効請求

・平成 29 年 2 月 8 日 和解成立

<事案の概要>

保険料を全期前納で払い込んだものと誤信していたこと等を理由に、払込保険料と解約返戻金との差額の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 27 年 1 月に契約した終身保険について、以下の理由により、契約を無効とし、払込保険料と解約返戻金との差額を支払ってほしい。

- (1)平成 27 年 1 月に養老保険が満期を迎え、満期保険金を受け取るために代理店を訪問したところ、本契約の勧誘を受けた。
- (2)保険料は全期前納で払い込んだものと認識していたが、実際は保険料払込期間 10 年のうち 4 年 4 か月分の前納であり、その後は高額な保険料を払い込む必要があった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)本契約の申込みの際、募集人の説明に不足はない。
- (2)契約後、申立人がコールセンターに問い合わせた際の状況からすると、申立人は契約内容を理解していた。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、保険会社より、申込み時または解約時における募集人の説明が配慮を欠いていた可能性を考慮した和解案の提示があり、裁定審査会において検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。